『復古記』不採録の諸記録から探る江戸情勢 (三)

―「薩摩藩邸焼き討ち事件」の史料的解明(その二 ―

NAGURA Tetsuzo

奈倉 哲三

A Study on the Political Situation in Edo Based on the Documents Unrecorded in *Fukkoki* (3) 行らによる返書は伝わったであろうこと、などを明らかにし、諸外国の「局外中立」決定との関連如何につい 紹介し、米国書記官には王政復古後も、「一橋公政府」への期待がなおあったこと、在坂米国公使にも外国奉 たちに対する戦慄が広がったこと、最後に、「事件」に関する米国書記官の問合せと、西丸幕閣の公式見解を 薩邸から逃亡した浪士によって放火された南品川宿近辺は想像を絶する悲惨な状況であり、ために薩摩と浪士 士の下に監視され、後、美作勝山藩江戸詰藩士の下に移され、そこから勝海舟の下に引き渡されたこと、また、 こと、また、薩摩藩士益満休之助は会津藩下屋敷に入り込もうとしたところを捕り押さえられ、当夜は会津藩 庄内藩と薩邸との交渉は意外に長時間であったこと、薩邸降人の内七五名前後が当夜は伝奏屋敷に入れられた 程であり、前稿に続き、二として、多くの原写本史料を紹介し分析するとともに、未活用の活字史料も併せ 「事件」に関し、以下の諸点を解明した。まず、前夜十時には庄内支藩松山藩が密かに準備態勢に入ったこと 本稿は、慶応三年十二月二十五日に江戸で起きた「薩摩藩邸焼き討ち事件」を史料から解明する作業の一過 要 旨

て検討する手がかりも提供した。

はじめに―本稿の目的

原写本史料群から窺える「事件_

の一過程である。本稿は前稿に引き続き、慶応三年十二月二十五日に江戸で起きた「薩本稿は前稿に引き続き、慶応三年十二月二十五日に江戸で起きた「薩

そもそも『復古記』編纂時には典拠の対象外であった史料、以上三種の り敢えず、『復古記』に採録された史料から探れる「事件」像を提示して 補足する程度のものは今回は省略することとする。その一方、『復古記』 各原写本史料を紹介し、分析する。なお、蒐集した史料量が膨大なため、 として、『復古記』が典拠史料とした史料群の内、採録しなかった史料、 おいた〔一『復古記』から知り得る「事件」〕。本稿では、これに続く二 以外の活字史料にも、 本稿では 記』に採録された史料さえもほとんど活用されていない現状に鑑み、 『復古記』編纂時の史料群にありながら採録がまったく見送られた史料 で、それについては各史料から概要を提示し、 稿では、 「事件」を解明・考察する上で重要な史料に絞り、 戊辰戦争研究における最も基礎的な編纂史料である『復古 まったく活用されていない重要な史料が数点ある 検討する 前稿を多少 取

稿はそのための基礎作業であることを諒解されたい。 関心は、あくまでも戊辰戦争期江戸・東京の民衆意識の解明にあり、本角度からの論議も呼び起こすものとなることを期待しているが、筆者の角度からの論議も呼び起こすものとなることを期待しているが、筆者ののは、この史料提示自体が、政治史的なお、「薩摩藩邸焼き討ち事件」を当該期の史料によって学術的に論じ

(一) 前夜の軍立て・当日の戦闘と帰陣

動状況を見ておこう〔以下、 紀伊守忠匡の提出した 出羽松山藩 「事件」に関しては、 まず、 『復古記』編纂時に旧大名家華族から提出を求めた「家記」 後、 出羽松嶺藩、 『復古記』編纂者が採録を見送った「家記」 「酒井忠匡家記」から、 史料上の読点はすべて引用者〕。 藩庁跡は現在山形県酒田市内〕 前日二十四日夜から 主 の 酒井 Ō 中 内

従ハシム、其略左ノ如シ、成ハシム、其略左ノ如シ、速ニ之ニ臨ミ、遂ニ幕命ヲ奉シテ其軍ニスト、依テ重テ兵ヲ発シ、速ニ之ニ臨ミ、遂ニ幕命ヲ奉シテ其軍ニのカラサルヲ以テ、今夜〔二十四日夜〕将ニ事アラントスルト聞、 芝三田薩州藩ノ邸エ屯集スル所ノ浮浪、近時頻暴動、幕府ニ於テ置

と記した後

以上従者等合テ六十余人 戦士十五人・其他従者及車台炮三門、 代織衛、 他従者及車台炮二門、 されているが略す〕 士大将長坂欣之助 組頭林重次郎、 徒士七人其他従者、 〔以下姓名にはすべて平○○もしくは源□□が 組頭鈴木圓右衛門、 炮術師範兼目附川上十郎・戦士十五人・其 物頭加藤 目附兼使番小野寺健助・ 炮術師範兼目附山 格・銃卒十三人 [本鰡蔵 屋

松山藩が先鋒を担い、 テ遂ニ戦ニ就、 っていることが判る。 ŋ 庄内支藩松山藩が六十余人規模で前夜から軍立ての態勢に入 我兵先鋒ヲ以テ追手ヲ攻、屋代織衛先登シテ之ヲ破」と、 次いで、二十五日当日は、 目附兼使番の屋代織衛が先陣を切っている 「翌廿五日宗藩応接破

間

な動 細か 五 七 冊 方 きを知ることができる〔以下、 V) 動静や本藩庄内藩との緊密な関係を含めた、 〔慶応三丁卯年正月より十二月迄、 同じ松山藩の江戸詰家臣加藤氏が当時記していた 闕字・平出はすべて史料通り〕。 原本〕 からは、 前夜からの更に詳 江戸藩邸内 日日 記 の 細 \mathcal{O} 第

同 様に申聞候付、 戦争之模様ニ付、 道 夜 尤全風説之事故、 (三十四月) 西 丸下御屋敷迄出 直に小頭え申 御人数御差出相成候間 四時過、 途中不目立様致し、 長坂殿より呼出 達 夫々支度致 具足等は長持ニ而運ひ 御足軽拾五人召連可 ニ而罷出候処、 ĺ 九時過長坂殿其外 薩州屋 7罷出 候 敷

但諸家様御人数も追々同所へ繰込

且. 然処、 |近々江戸中炮発にも及候哉之趣に付 此程薩州之者御本家陣廻り方三田町辺之屯所へ発炮致し、 薩州屋敷 ~押懸、 模様に寄

及戦争候趣、 内々に申聞事

御 時 明ケ方 過 本家陣より薩州家へ御掛合に相成候事 三田町 御本家陣御 `有馬様東御長屋下え参着 .人数繰出、 引続此方陣御 人数も繰出ス、 六半

|松平大和守様・

松平和泉守様

· 松平伊豆守様

・鳥居丹波守様

三人、 処 其内表門仮塀故、 同 付 此 部下総守様御 四 .方陣には薩州表門前大岡兵庫頭様東横町え相固 生捕拾四人、 直に大炮向、 時頃にも候哉 人数も屋敷廻り 同所打破込入、 表長屋え炮発、 都合拾七人也 御本家陣より、 取 長屋え火ヲ掛、 巻 追 々押詰、 御人数には壱人も怪我無し 弥打入之事に相成候段注 公儀御人数 長屋窓より火ヲ入ル、 責掛り、 かも廻り 弁当遣扣居候 取

大働無難、 ト先元場所へ引取

不 も玉当り候由 差図役中世古忠蔵と申仁、 拘候 御本家陣には西北角より御打入、 実に残念、 外壱両 横腹より股に掛ケ玉疵 人怪我有之由に候得共、 火ヲ掛、 打取生捕等有之、 ニ而即死、 命には 頭 大炮 面

八頃にも候哉、 又

召連、 御 合之上、 人数屯致居候西北之方へ相越、 不申、 [本家陣差図ニ而表門より繰込、 赤羽根通より 勝時揚ケ、 替芝居致居、 西 其内長屋土蔵等不残焼失ニ付、 北角之所より 扣居石原倉右衛門殿へ長坂殿より掛 猶又所々及穿鑿候得共、 引揚、 御 行列立 跡え生捕之者 御 本家陣 壱人も見

守 西丸下御屋敷え七時頃引取、 而受取不申 ·居代屋代織衛同道、 楷 但 字• 大岡様より御留守居相越、 畳 · 薄縁 御目付方より出役御徒目付 机之物御貸被下、 町奉行所途中より直に差出之、 犬 色 生捕之者共は足軽警固為致、 々御心配、 万端御都合能 へ引渡、 吞湯赤飯等被下、 翌朝引取候 然処、 町奉 御 且 留

西丸下へ引取後、御近習頭取御使方、今日一同捌心命相働候段、

一統無難に引揚

御満悦被思召侯旨

御意被成下、櫁柑二ツ相被下置之候事、

一同疲、遅夜にも相成候間、長坂殿より圓右衛門え談し上、御人数一 御本家様より御酒飯物被下置候模様之由ニ付、暫扣居候処、何分

引取、四時頃御屋敷へ参着、表御門より入、御白州え相揃

殿様御

[出向も可被遊候処、

御不快中ニ付、

桑原亦八郎御名代

而出

三田国際ビル・同アネックス等を含む広い一区画、

その国際ビル側〕

迎候段、長坂殿へ被申達、御同人より其段一同え被申渡之候、夫よ

り 大書院え為御名代

於同所、御家老始御徒目付迄御酒飯物被下置之、夫より引取、若殿様御出座、自分始御徒目付迄一同被召出、 御意被成下、畢而

御足軽共えは御家老於御武笠間糠調有之、九畳之間ニ而御酒被下

いると、午前十時頃に、

本藩庄内藩から「打入」が告げられる。

置候事、

一 今日召連候鎗持万吉と申者え、褒美として弐朱遣ス、

足等は長持ニ而運」び、 行く。この段階では「全風説之事」であるからと、「途中不目立様」に すよう長坂から要請があり、 長坂欣之助。 長坂殿とは 諸藩兵も徐々に同所に繰り込んで来る。 前夜十時半頃、 「酒井忠匡家記」 一深夜十二時過ぎ頃に西丸下御屋敷に入っている。 加藤は 既に に記されている出羽松山藩 「薩州屋敷戦争之模様」のため兵を出 「足軽十五人」を召連て長坂の下に ここで、 加藤ら松山藩士 「士大将」 具 の

であろう、と「内々に」聞かされる。と等を聞かされ、これから「薩州屋敷へ押懸、模様に寄」り戦争になるは、本家庄内藩屯所〔三田同朋町〕が「薩州之者」から発炮を受けたこ

根橋駅南側一帯、みなと保健所・東京サービスセンター・都立三田高校・藩有馬屋敷の東長屋下〔久留米藩江戸藩邸は、現在の都営大江戸線赤羽「明ケ方」に本藩庄内藩に従って繰り出し、午前七時には三田久留米

門〔薩邸北側〕前の通りを固めている。そして、戦に備え弁当を食べて陸軍諸隊であったが、すぐに武蔵岩槻藩大岡兵庫頭の隊と共に、薩州表橋藩・三河西尾藩・出羽上山藩・下野壬生藩・越前鯖江藩の各隊と幕府参着している。三田通りを挟んですぐ東南角が薩邸の西北角である。参

十時頃まで掛かった、かなり長いものであったことが判明する。ていること、庄内藩と薩州邸との交渉は二十五日午前七時頃に始まって以上から、既に前夜十時には庄内支藩松山藩でも密かな行動が始まっ

責掛り」と自藩の兵が果敢に戦った様を記録している。長屋窓より火ヲ入ル、其内表門仮塀故、同所打破込入、長屋え火ヲ掛、戦闘模様についても、加藤は「直に大炮向、表長屋え炮発、追々押詰、

即 人さえ出ていない。 が死し、 松山藩が 怪我人も出ている。 「打捨」た者は三人、 ただ、 本藩庄内藩では、 午後二時過ぎ、 「生捕」った者が十四人、 邸内を捜索した後、 大炮差図役の中世古忠蔵 藩側 には 大将 怪

連れて赤羽根通を行軍、 あげている。 長坂欣之助が本藩江戸 その後、 薩邸西北角から引き上げ、 、詰中老の石原倉右衛門に掛け合い、 午後三時過ぎに西丸下屋敷に着いてい 後ろに 「生捕」 勝利の 者を召 勝関 を

事は、 役が出てきて御徒目付 の届書とは、 るよう言われそこまで付き添って届けた」という出羽上山藩松平伊豆守 らなかった》とあるのは前稿でみたとおりであるが、 後、《途中で町奉行所に直接引き渡そうとしたところ、 ただし、 「淀藩加藤某筆記_ 《「生捕」 趣がやや異なっている は足軽に警固させ へ引渡した、 」を典拠に、 翌朝引き取るとのことだ》という記 『復古記』が採録した、 御留守居代の屋代織衛が同道》 その後の 町奉行は受け 「評定所に送 府出 菆

午

捕 波守には、これまでの市中巡邏役を免ずる代わりに、 者を伝奏屋敷へ入れておくこと、 引き渡すよう達した。次に目付に対しては、 が町奉行所に連行したが、 薩邸で「召捕」した者と「降人」となった者を酒井左衛門尉以下の藩兵 と鳥居丹波守 入っている。 は、この経過がほぼ正確に判る史料が の警衛にあたるよう命じている。 活字史料なので紹介は省くが結論だけ言えば、二十五日に 〔忠宝、 下野壬生藩〕 幕府は町奉行に対し、 警衛については、 の藩兵があたることを命じ、 『幕末御触書集成』 当分の間 まず一旦は幕府目付 幕府小普請役の面 伝奏屋敷での 「召捕」「降人」の 第六巻に 更に丹 召召 Þ

波守の届出には また、 内閣文庫所蔵文書の 「坤儀革正録」 中に記録されている鳥居丹

小

伝奏屋敷え引取、 酒井左衛門尉手え降人罷出候者幷召捕候者 [目付阿部邦之助より差図有之候ニ付、 守衛為仕置候、 此段御届申上候以上、 別紙之通請取、暁七 請 取 守 衛等も 可

向かい〕 えない。 である。 古記」が 敷へ」とは記されていないものの、 徒目付に引渡した、 この 前四時頃に伝奏屋敷に入れ、 とある。幕府目付阿部邦之助の差図により、明けて二十六日となる前 届 にある伝奏屋敷を二分割した場所にあったからである。 もっとも、 何故なら、 「淀藩加藤某筆記 を見る限り、 「評定所に送った」という表現もあながち誤りとは 評定所は寛文元年以来、 翌朝引き取った様だ》 松山藩加藤の を典拠とした松平伊豆守の届書よりも正 守衛の体勢に入った、 「評定所へ渡した」ではない分、 「日記」に との記事は、 辰ノ口 〔現新丸ビルの 《出役が出てきて御 との届けである。 そこに 「伝奏屋 北

小藩の 番駆けに薩邸内の侍長屋に火を投じたことで昇給しているのである。 付、 勤富樫啓弥と申者、 だ暫く続くので省いたが、二十六日の最後の記事には、 である。 この後の、 頭同道呼出申渡之候」 五石弐人御扶持升役御足軽組被 「凱旋」 加藤は鎗持万吉に褒美二朱を遣わしている。こうした記事は 藩内での労い・褒美・本家とのやりとりなどは、 帰陣とはこういうものか、 最初長屋へ火ヲ掛候節、 と記されてい る。 仰付候旨、 厩勤番 と思われる程にリアルな記 壱番に焼矛等窓より入候 御家老申渡候二 0 足軽富樫啓弥 御足軽御 なるほ 付 朝

(二)「召捕」・「降人」の状況

┤「召捕」・「降人」の数・氏名

藩加藤某御用留」を「御用」、「慶応見聞集」を「慶応」と略記し、苗字 底本との異同については〔 〕内に、「淀藩加藤某秘書」を「秘書」、「淀 紹介しておく。 国立公文書館內閣文庫所蔵本「坤儀革正録」、東京大学史料編纂所所蔵本 は存在しない場合は無と記す。 を「淀藩加藤某秘書」・「淀藩加藤某御用留」・「慶応見聞集」と対校した。 月二六日付届書中に、「別紙」として記された姓名録を底本とし、全氏名 あるため、 であるが、この氏名を、現在までの調査で四つの原写本史料で把握した。 |淀藩加藤某秘書」・「淀藩加藤某御用留」・「慶応見聞集」である。 相 この「降人」「召捕人」が多数であり、その後の扱いも気になる事柄で さて、当夜遅く、伝奏屋敷に送り込まれた薩邸「降人」及び「召捕人」 違のみの場合は苗字を、 四点の史料で把握した全氏名を、 紹介にあたっては 名の相違のみの場合は名を記す。対校本に 「坤儀革正録」 表記の異同を含め、 本の、鳥居丹波守十二 以下に

須谷]、 檜本涼 赤坂市郎右衛門・「慶応」赤根〕、 田 源兵衛 郡司直助、 小林萬蔵、 郎、 相川惣蔵、 [「慶応」治兵衛]、 称口才之進 [「**慶応」弥口**]、新原健之丞 [「秘書」・「御用」 中島七郎、 斎藤利兵衛 赤塚 郎左衛門 中澤納司〔「秘書」・「御用」・「慶応」納治〕、 [「慶応」和兵衛]、 郡司熨斗郎、 児玉佐兵衛 [「秘書」・「御用」旧玉]、 [「秘書」 相川惣兵衛 赤坂一郎右衛門·「御用」 恒谷半兵衛 〔「御用」 聡兵 〔「慶応」 内

> が ある。 ⁽⁹⁾ にあって、「坤儀革正録」に無い名として、田中鉄蔵・田中玉次郎の二名 なおこの外に「淀藩加藤某秘書」「淀藩加藤某御用留」 次郎、 深瀬堯蔵、 猶嘉 〔「慶応」猶喜〕、 七之丞 [「慶応」本郷]、入江駒之丞 [「慶応」入海]、斎藤八郎、 衛門〔「秘書」・「御用」旧玉孫右衛門・「慶応」無〕、伴太郎左衛門、 武次左衛門 「慶応」安藤武七〕、杉田善次郎、 比野友吉、米倉武市〔「秘書」・「御用」・「慶応」前倉武一〕、 谷龍徳、半田源太郎 田清吉、 [「慶応」五郎治]、玉置周司 川口源蔵、斎藤八郎妻、子供三人、下女壱人、中間十七人、 八木平太郎、 柴山良之助 [「秘書」・「御用」柴田良助]、 橋山徳治郎 関助之進 [「秘書」·「御用」·「慶応」治右衛門]、岩本幸兵衛、 八木善八郎、 川崎四郎左衛門〔「慶応」川嶌〕、堤彦太郎、 [「慶応」平田源次郎]、山本辰次郎、 [「秘書」松本・「御用」橋本・「慶応」健次郎]、 [「慶応」無]、 [「慶応」周治]、桑山甚助、 柳瀬半助、比野乙吉 [「慶応」 北野]、 川口源次郎、 堂藤武八 [「秘書」・「御用」安藤 前田勇吉、 堀勘兵衛、 「慶応見聞集 斎藤直次郎 宇都武右衛 玉置健蔵 村岡誠之 児玉 田 臼 孫左 東 中 澁 井 中

土原藩〕三十二人」を合わせた人数、 の届として記した 応見聞集」も人名に交互の入れ違いがあるものの、やはり七四名であり で、婦人・子供・下女・中間を含め七六名、 『復古記』が「淀藩某筆記」を典拠として酒井左衛門尉家来岡田五十馬 以上を合計すると、最も多い「淀藩加藤某秘書」「淀藩加藤某御用 「降人薩邸四十二人、 七五名にほぼ合致する。八、生捕薩邸一人、末家 「坤儀革正録」が七四名、「慶 留

進、

守・大目付木下大内記・町奉行小出大和守・勘定奉行木村飛騨守 合吟味被 長井筑前守に対して、「松平修理大夫屋敷内おゐて召捕候者幷降人共、 この 「召捕人」・「降人」に対する取調は、 仰付之」として「達」が下されている。 老中から寺社奉行戸田土 目 寸. 付 佐

|口薩摩藩士益満休之助「捕押」と勝海舟「 預 」迄の経過

①益満休之助「捕押.

ちに加わっていた諸藩とは別の藩、 浪士の指揮官である薩摩藩士、 いたことが 実は益満休之助は、 ところで、先の「召捕」・「降人」の中に、この時に捕まったとされる、 「黒川秀波筆記」 この庄内藩・支藩松山藩を中心とする薩邸焼き討 中に、 益満休之助の名が見えない。 なんと会津藩の藩士に捕らえられて かなり具体的に記録されている。

側

所に、 手に入れたこと、 一点を記し、 記録に続いて、 "復古記』には、 討手側諸藩が列記されていることを前稿で述べたが、「筆記」はこ その丁にまだかなりの余白を残した後、 焼き討ち後の屋敷取締が晦日か元日から始まることの 関東・江戸での挑発行為の証拠書類を箱ごと庄内藩が 「黒川秀波筆記」 から採録した記事としては最後の箇 次の丁の最初に、

か、

丁卯十二月廿五日

以下の

「伺書」

を記録している。

か。

留守居付役 益満休之助

右之者、今廿五日三田綱坂下屋敷境板塀より乗掛入候ニ付捕押申候、

何 ħ え引渡可申哉奉伺候以

十二月廿五日

松平 ·肥後守内 神尾鉄之丞

違い、 ある。益満は、薩邸から脱出した浪士が南下しから首都高速二号目黒線・古川へ下がる地域〕 が京坂に出ているため、 押さえられた。やむを得ずにせよ、会津藩邸を選んだのは、 わざわざ会津藩下屋敷の板塀を乗り越えて入り込もうとし、 藩邸に遁れるつもりだったのであろう。その時既に捕り手が固めてい は難しいが、 使館辺り〕には織田出雲守丹波柏原藩上屋敷がある。 に島津淡路守佐土原藩上屋敷があり、 湯の泉》伝説に由来する地名〕、この内の北側東部分〔現三井倶楽部辺り〕 「三田綱町」 南西方面に下り坂となる「三田綱坂」〔現慶應義塾中学・同女子高 あるいは戦闘も始まっていたか、ともかく佐土原藩邸には入れず、 いずれにせよ、 薩邸から西、三田綱町に向かった。 おそらくは浪士との関係を切るため別行動をとり、 は現在の三田二丁目西側半分の地域 薩邸から脱出した浪士が南下して品川に向かったのとは 思いがけない藩に捕まったものである。 事実上留主屋敷だと判断したのではないだろう 北側西部分〔現オーストラリア大 時刻が不明なので理由の が、 会津藩下屋敷なので [[綱] そして両藩邸の南 は 藩士の多く 藩士に捕 《渡辺 佐土原 圳 断

が、 |処に引き渡したらよいのか、 文書は、会津藩家臣神尾鉄之丞が、 この少し先に、この 伺 という にも拘わる「覚」が記録されている。 二十五日当日に捕らえた益満を 伺 である。 宛先は不明である

松平修理太夫家来

南部弥八郎

二而捕押候薩藩之義も同様之趣可達事、今晩之所は其儘手当致置候様可達事、但松平肥後守家来相伺候同人屋敷今日捕物等有之、引渡之義相伺候向も有之候ハヽ、明日可致差図候間、

覚

和る。日付は無いが、二十五日であることは確実。 今晩はそのまま〔捕らえた藩で〕手当せよ、と〔諸藩に〕達せよ」と伝えていることから、美濃守から大目付辺りに下されたものかと思わと伝えていることから、美濃守から大目付辺りに下されたものかと思われる。日付は無いが、二十五日であることは確実。

藩士の場合の多くが各藩預けになったものと思われる。この推測は以下奏屋敷へ、となっていたのと違い、取り敢えず今夜は各藩で預かるよう変に上るのである〔概数でも確定的な史料はまだ未発見〕。また、伝奏屋敷に上るのである〔概数でも確定的な史料はまだ未発見〕。また、伝奏屋敷に上るのである〔概数でも確定的な史料はまだ未発見〕。また、伝奏屋敷にとなっていたのと違い、取り敢えず今夜は各藩で預かるようなに上るの場合の多くが各藩預けになったものと思われる。この推測は以下を屋敷との場合の多くが各藩預けになったものと思われる。この推測は以下を屋敷と、となっていたのと思われる。この推測は以下を屋敷と、となっていた。

申談候樣可被致候、右之通相達候間、可被得其意候事、右弥八郎儀、其方家来江御預被 仰付候間、請取方且手当等之儀

はそこで監視されていたことが判明した。 もうとして、会津藩士神尾鉄之丞手の者に捕らえられ、 た益満休之助もその様な扱いとした、ということなのである。 様に、一定数の薩摩藩士は諸藩預けとしたものであり、 屋敷送り以外の薩藩降人を預かっているのだ。先の 元々入っていないのである。 つまり、二十五日に庄内藩と松山藩が、 薩藩家臣南部弥八郎の名は、 ともかくこれで、益満休之助は二十五日当日、 達」日付は二十九日、 しかし、 討ち入りの中心藩である庄内藩でも、 先の 「召捕」「降人」姓名録には見えない 庄内藩家臣が預かるようにという、 伝奏屋敷に入れ込んだなかには 会津藩下屋敷に入り込 「覚」は、これと同 少なくとも一晩 会津藩が捕らえ 伝奏

(2)勝海舟「預」迄の経過

ルビは引用者]。 ところで、捕らえられた益満休之助が、勝・西郷会談の十日余り前ところで、捕らえられた益満休之助が、勝・西郷会談の十日余り前ところで、捕らえられた益満休之助が、勝・西郷会談の十日余り前

慶応三卯年十二月廿九日

史料による。

活字史料ではあるが大切なので引いておく。

酒井左衛門尉

Α

伺

備後守父子共在邑ニ而、 留守中至而無人之処、 先月上旬薩州藩士益

満休之助と申者、 家来え御預被

仰付、 苦慮罷在候折柄ニ付、 賄方を始家中扶助も唯飢渇を凌候而已ニ而、 警固番士等手当仕置候之処、 仕送米金共相滞、 甚心配仕候得共、 御当地之融通は更に相止、 自然警固向等閑に相成候而は恐入候儀ニ付 即御断も恐入候儀ニ付、 早春京坂之際騒擾以来、 此末如何可仕哉と一同 礑と差支、隠居主計頭 不取敢之処は繰合 在所表より之

御預人

候得共、 之、 御免之儀、 工夫才覚を以、 此度於京師別紙之通被 願之通難相整旨、 先達而稲葉美濃守様え内願仕候処、 漸取続罷在候得共、 御差図に御座候間、 仕送米金は唯今以 不得止、 書面之趣無拠筋には 一切無之、 其儘種々之 加

仰付候ニ付而は、 右御預人の儀は何卒 之差支は前顕之通ニ而 人少之内をも、 可成丈為差登候樣申越、 家来も多分双方え差出候儀ニ付、 如何共手術尽果、 弥以人繰出来不申、 実以当惑至極仕候、 御当地に罷在候 勝手向 依之

御免被成下候様仕度奉存候

此段奉伺候以上

一月廿六日

一浦備後守家来 鳩山十右衛門

В

松平修理大夫樣御家来

益満休之助

右之者備後守家来え御預被置候処

免被成候二付、 御達之通、 今日勝安房守様え御引渡申上候、

此段

.届申上候、 以 上

御

御

三月二日

一浦備後守家来

神谷喜左衛門

С

覚

御預り人

松平修理太夫様御家来

益満休之助

佐藤

作

右召連罷出申候以上、

三月二日

三浦備後守家来 鳩山十右衛門

おそらくA文書と同格の西丸幕閣である。 行戸田土佐守か大目付木下大内記あたりであろう。B文書も宛はないが が、 A文書は 稲葉美濃守の下で、 「伺」となってはいるが、 薩藩「召捕」「降人」の審理を扱っている寺社 切々たる歎願書である。 宛はない

が、 まずA文書から。三浦備後守〔弘次、 正月上旬に藩士への益満 預かり 命を受けたのであれば、 美作勝山藩〕 家臣鳩山十右衛門 会津藩士神尾

発 の 休之助を預かることは出来ない、 以当惑至極」、 府人数が少ないなかで京に兵を送ればいよいよ「人繰出」が出来ず、 況では、 鉄之丞の許から、 たが却下された。 而已」との困窮訴えも、 警固番士を繰り合わせ、 「別紙」 は 必ずしも誇張とも言えないであろう。 益満休之助 が無いため、 「御預人の儀は何卒御免被成下候様」 だが、 直 |接神谷喜左衛門の許に移されたものと考えられ 預」 「米金」仕送りが途絶え江戸での 仕送り米金は今や完全に途絶えたという。 「家来も多分双方へ差出」 なんとかやってきたと言う。 は 「甚心配」ではあったが断る訳にも と強く訴えている 既に一度美濃守に内願し ٤ は意味不明だが、 これ以上、 融通も叶わぬ状 「唯飢渇を凌候 益満 京都 . る。 実 在 カュ

> 丁 Ш

宿

に 山十右衛門が益満を三月二日に勝の許に送り届けたことが判る。 るとの で預けられ、 В (けられ、二日に勝安房守の下に引き渡されたのである。神尾の下から美作勝山藩士神谷喜左衛門の下に移され、 文書は、 文書は、 まり、 「達」が出され、それに従って引渡を済ませた、との報告である。 益満は、 勝家に保存された文書であり、 A文書の訴えに西丸が対応し、 「事件」当日会津藩士神尾鉄之丞に捕まり、 これにより、 新 預 先を勝安房守にす 間違いなく鳩 三月 正 月上 日 ま 有

目 •

三品川宿放火・罹災状況

Ш 衆の被害 [を解明するという課題にとっては重要なことがある。 宿 上の、 !の実態を把握することである。 すなわち 原写本から解明し得た事柄以上に、 薩邸から逃亡途中の浪士達によって放火された品 これに関しては活字史料が既にある 戊辰戦争期の江戸民衆意 「事件」による民

> のだが、 活用が見られないので、 後の考察に必要な事実を摘出す Ź₍₂₁₎

失するという壊滅的打撃を受けている。 書類が壱箱分そっくり焼失したし、 継立方之義ニ付品々留書」 御改所」と 六二軒と、 失している。この内には宿場として重要な伝馬役を勤める「御伝馬屋敷 また、 į 秤三挺の内二挺も焼失した。 まず焼失軒数は品川三宿 同四〜五丁目・広町二丁目〕 〔現品川区南品川一~四丁目・ 広町一丁目〕 南品川 「食売旅籠屋」三四軒も含まれている。 「問屋場」 、宿の西裏境にある二日五日市村 キャラ あっかいっかいちむら で、 も焼かれ、 惣家数五二八軒の内二七六軒、 「御先触留帳」 〔歩行新宿・北品川宿 また土蔵四棟も焼失している その中にあった「人馬立辻日〆帳」「御 では、 「御秤」という、 同六丁目・北品川 惣家数四七軒の内、 「御触書幷御達留」 それ以外に 〔現品川 宿場業務に欠かせ 南品川宿] 丁目・ と五割以 区 等 南 四〇軒が 「荷物貫目 内の オカの 西品川 品 ĴΪ 上が 南

放火、 手代吉岡準蔵と服部銈之助 る問屋安之助、 Ш 繁次郎とその店借りで鳶人足の兼吉の四人は、 本等一 南品川 では、 「右は御府内脱走之浪士 右ニ付出火・ 郎、 この惨状は誰の何によってもたらされた、 、宿の地主徳兵衛とその地借で平旅籠屋渡世の仁三郎、 それに二日五日市村の名主と南品川宿名主とを兼帯してい さらに同見習の直太郎らとともに、 焼失」 したのだ、 へ提出した 当月廿五日昼四ッ時頃宿 と届けてい 「御見分書」 役人惣代年寄善兵衛・ 幕府代官松 の と認識しているか |内押通り候節 なかで、 及び店 村忠四 は きり 及 郎

郷方出人馬之者共に至迄悉恐怖罷在候ニ付」と、

事変之折柄ニ而、

馬士・人足共は散乱いたし、

且小前之者共は勿論

助

名指しこそ避けたもの

と訴えた 郎・同庄十郎と共に、 は何とかやりくりするから、とにかく二十九日までは御猶予を、 継立之御趣意」 源左衛門 て貰えばそれ以後は何とか勤める、 った現状では宿場の役は 昭御用状」 無期限とはいかないと指導があったため、 は、 「申上状」を提出したのであるが、そのなかで、「今般之出火は は勿論、 同見習の だけは二十五日から数えて五日間、 「御支配向御通行之節」の 直太郎 代官松村忠四郎役所に対し、 「当分之内御猶予」を願いたい、 ・年寄庄九郎・ またその間であっても、 同善兵衛、 「人馬御継立之義」だけ 重要な「道中筋人馬御 二十九日まで猶予し この甚大な被害を蒙 更に名主の久三 としたことに [御公儀の] 、と切々

三、 も連署しているのである。三、女塚村〔現大田区西蒲田 丁旦 二丁目・上池台一〜五丁目・東雪谷一丁目・同四〜五丁目・西馬込二T 武州荏原郡市ノ倉村 さらに、この「申上状」には、品川宿の助郷村落を代表する者として、 女塚村 中馬込一丁目・ 逃亡浪士の放火による戦慄が広がっていることを記している の名主與惣兵衛、 同三丁目 〔現大田区中央四 池上村 一丁目・同三~六丁目〕年寄の左五右衛門 ・南馬込六丁目・南千東三丁目〕 〔現大田区池上一~四丁目 ~七丁目、 池上一丁目・南馬込六 ・仲池上一〜 年寄の力

行は 行為とも重なって、 薩邸からの脱走浪士が追跡を遁れるために南品川 事件」 以前に彼等が働いた江戸市中 品川 宿のみならず、 同 宿助郷村落を中心とする広い ・関東諸地域での強盗・ 帯 へ火を放っ 略奪 た変

〔これにより、

帯の人々の間に、 恐怖と戦慄をもたらしたのである。

地

域

\equiv 「事件」 に関するアメリカの問い合わせと幕府の公式見解

リ問合一件」という往復書翰がある いう文書群中に、「江戸三田薩州邸砲撃ノ理由米国書記官ポルトメン氏 が多量にあるが、そのなかの さて、 東京大学史料編纂所には 「旧記類纂書類第二十五門司法及警察」 「外務省引継書類」という貴重文書群

なる、 あり、 遽幕府にその説明を求めた書翰と、 これは、日本駐在のアメリカ書記官ポルトメンが 極めて重要な史料である。 同時にこれが 「事件」に対する幕府の、 それに対する幕府外国奉行の返答で 唯 の 事件」 対外的公式見解と を知 急

トメンへの返書案文があり、 それに続いてその和訳が付され、 史料は、 前半にポルトメン自筆英文書翰 更にその英訳案文が付されてい 次に外国奉行らの連名が記されたポ (本文4頁+署名) があり、

合点 境。 集者が貼り紙を付した下文字部分。 冊の表記、 べて原文にあるもの。 要な箇所については、 本稿では、差し当たり、 * 返書案文内点線囲みは、 「引用者」と注記したもの以外の、 は『続通信全覧』 この案文が確認 史料右脇 ポルトメン自筆英文も活字体に直し提示する。 この内の和文を以下に提示するが、 案文に対する奉行らの後日確認印・ の 破線はポル ・清書されたことが判る。 表記 は『大日本外交文書』 割り注・ルビ・() (註(23)参照)。【 トメン書翰と返書案文の 表記は、 第一巻第 検討上 内は す ポ 必

ルトメンへの英文返書は、案文段階での火急の英訳でかなり汚い。

丁卯十二月廿八日[-|-/5月月月]【差出ス】

第六号

千八百六十八年第一月二十日[素語単十三] 神奈川(横浜)に在る合衆国公使館に於て、江戸外国事務執政等々々小笠原壱岐守閣下に呈す、本チイ大君政府と大名一致の兵の公戦にして、大名方の頭取ハ薩摩スチイ大君政府と大名一致の兵の公戦にして、大名方の頭取ハ薩摩スチイ大君政府と大名一致の兵の公戦にして、大名方の頭取ハ薩摩スチイ大君政府と大名一致の兵の公戦にして、大名方の頭取ハ薩摩の事となす。

を贈り給はるべし、
くは来る廿五日 [素品 県土産]、即ち郵便蒸気船出帆の日の前に、右公報くは来る廿五日 [素品 県土産]、即ち郵便蒸気船出帆の日の前に、右公報大切なることを、閣下の領解し給はんこと疑なし、是を以て成るべ大切なることを、閣下の領解し給はんこと疑なし、是を以て成るべ

(1)

対馬守

し、又其威権を応用せんと楽むべきは、余之を疑ふことなし。を飛望するが故に、方今のマゼスチイー橋公政府と取結びたる条約を希望するが故に、方今のマゼスチイー橋公政府と取結びたる条約合衆国政府は日本との間に在る親睦の情を、誠実に増盛せんこと

次、恐惶敬白に、関下もが大坂に在る閣下の同僚に此訳文を送り給はるべきに、閣下もが大坂に在る閣下の同僚に此訳文を送り給はるべし、此書簡の写を大坂に在る亜墨利加のミニストルに送るべし、

を願ふ、

余、

ア・ル・セ・ポルトメン

【杉田玄端訳】

【書面之通相達申候】

【卯十二月外国奉行並】

【外国奉行】 印齋藤栄助『国奉作並】 親飼弥一

花押田辺太一 高畠五郎

印印押 即

加賀守 駿河守

和泉守

御書簡掛

以書状致啓上候、然者貴国第一月二十日附を以、外国事務総裁宛

囲み、 候二付、 府之軍艦を以追撃為及候所、 泊 計りし処、 之 太夫の邸に潜匿候由供状明白に有之候上、 せし兇徒等も有之、 政府との条約を真実良善に完了可被致為め、 被差越候御書状中、 く罪すへきもの無之間. も右悪事に不携ものともゝ不少、 隊幷に在江戸大名数家之兵隊をも差向ケ、 召捕引渡方、 出張いたし居候酒井左衛門尉人数屯所え、 落を劫掠し、 行候もの許多有之、 家に立入、 哉に相見候得とも、 致の兵と交戦いたし、 も委曲領解感謝被致候、 誌を欧州各国に報告し給はるへき旨、 たし居候同家之蒸気船ニ脱走候ものも有之候ニ付、 其蹤を追尋候処、 同家々来之もの共数百十人討取・生捕等有之、 不得已此方にも戎器を用候様相成、 承伏不致而已ならず、 強盗におよひ行人を切かし衣服と資財を剥取 同人より懸合及ひ多人数を備えて懾伏自屈せしめんと 南郊荻山中と唱候一 追々その党を緝捕せしに、 将江戸北郊下野出流山に嘯聚いたし、 右は、三両月以前より江戸 当月廿五 是亦同邸に立入候を慥に見受候ニ付、 松平修理大夫其大名の主長たる様誤聞被成候 尤御書状の文面ニ而は江戸政府と諸大名 此方おいて吟味の上、 竟に逃亡いたし候、 日江戸於て戦闘起りし事ニ付貴国と我 一小大名の陣屋を焼 却て邸中より発砲放火抵敵いたし 自訴降を乞候もの等は、 其余縷々御申越之趣 同家に相属候邸宅数所取 夜中銃射およひしもの有 此程、 我政府に取り有益なる 竟に江戸政府之陸軍数 同志のもの松平修 、市中於て夜陰富豪の 夫々処置可及存候 尤同家々来の内に 江戸市中取締之為 猶品川沖ニ繋 其儲蓄を奪掠 此又江戸政 固より深 其最寄村 狼藉之所 右兇徒 総裁に 理

> 生し可申哉と深く憂慮いたし居候間、 国内多難之折柄、 且書状訳文は任来意、早速総裁より大坂表執政等え被差送候積に候 段、 慮を被加、 総裁之命に依り申進候、 猶御心附之儀も有之候ハヾ、 猶前文之如き異変も有之、 已上、 貴様おゐても其辺之処、 御忠告有之候様、 外国交際筋等不都合を 篤と

配

十二月晦日

此

ル セポルトメン様

杉浦武三郎 平岡和泉守 酒井対馬守 花押 花押

菊池丹後守 江連加賀守

善に完了すべき望を以て」 との文脈中で、「方今のマゼスチイ一橋公政府と取結びたる条約を真実良 つく求める。 による返書をワシントン・ロンドン・パリへ知らせるから、 その上でポルトメンは伝信による情報伝達の速さを強調し、 頭取ハ薩摩侯にて之あるよし」との誤聞に基づく文から始まっていた。 問合せは「マゼスチイ大君政府と大名一致の兵の公戦にして、 しかし一方で、「合衆国政府は……… 等々、 「王政復古」クーデタ後の「マゼスチイ ・余之を疑ふことなし_ 「大君政府 と速答をき 大名方

橋公政府」

に対し、

好意的な態度も棄てていない

 \mathcal{O}

全文である

以上が、

米国書記官ポルトメンの問合せ和訳と幕府外国

奉

行 0

返

答書

花 押 押

The Government of the United States being sincerely desirous to cultivate and increase the friendly feeling so happily existing with Japan will, -I feel sure, in view of the faithful and liberal execution of the Treaty by the Government of His present Majesty Stotsbashi,-be pleased to take the important intelligence about to be conveyed into favorable consideration and to regulate their action and also use their influence with the Great Western Powers in a sense best calculated to promote the interests and prosperity of Your Country.

Majesty Stotsbashi (Hitotsubashi) 心

0

確

かに、

Government of the present

えで、 interests and prosperity っている。 たYour Country 西欧諸国との 諸関係の を促進するう (日本) 活用 の the

れは勿論、

徳川

政

権、

つまりは

⑥そのため、

これらの兇徒を召し捕り引き渡すよう、

交渉し迫っ

たが

承伏

いせず、

邸内

から

発砲

⑦そこで、

こち

薩邸側に庄内藩

行されること)と望んでいる。

iberalに「完了すべき」〔execution

(遂

で結ばれたthe Treatyがfaithful and

ていない。 [壱岐守]も在坂幕閣にこの訳文を送るようにと要請 安定的 在 返答要求にはきつ 後に、 \mathcal{O} 継続は、 橋 公政 この書翰に対 当方でもこの 分府との な いもの お一 間で結 書翰写しを在坂アメリカ公使に送るから、 橋公政府に期待し得るとの判断からであろう。 が 鵜飼弥 ある一 んだ条約路線、 方、 一外国奉行支配取調役らは、 橋公政 まり 府 は して書翰を終える。 開 の 期待もなお棄て 港 交易 十二月 $\tilde{\mathcal{O}}$ 閣下 路 線 取り ない者も多く、 と在府諸藩大名数家の兵も薩邸に差し もやむを得ず戎器を用いることとなった。 が

なった。

⑩もっとも、

薩摩 討ち取

藩

 \mathcal{O}

なかでも上

関与

彼等には罪はまったく無いので、

当方で夫々取 一記の悪事に

ŋ

調べ

囲

⑨
その

)結果、

ŋ 士

生け

が捕り

の島津家家臣は計数百十

向け、

島津家附

属

の

邸宅数力

所 数

⑧そして、 してきた。

江戸

, 政府陸軍

sentenceの長文であるので、対照のた 訳文 めone sentence全部を示す。 以下に該当部分原文を示す。 ふことなし」までが、 文の適否が気になる箇所なので、 「合衆国政府は」 から 原文でもone 「余之を 但 度を示してくれたことに対 晦 返書はまず書翰の第三点目、

疑

この 二~三ヶ月以前から、 笠原壱岐守〕 所を襲い、銃射した者等の跡を追ったところ、やはり薩邸に逃げ込んだ。 を 中とも、 に る略奪行為が頻繁に起きてい なる誌を欧州各国に報告し給はる [竹内啓等の白状]。 捕らえたところ、 その上で、 嘨 荻 下りが、 聚 野 譜代、 しては近村を劫掠する事件が起きてい が 焼かれ備蓄が略奪された。 事件」 にも委曲領解感謝被致候」 書翰第 万三千石、 ⑤さらに江戸 同 に対する西丸幕閣の公式見解となる。 点目が誤聞である旨を、 .志の者は薩摩藩邸に匿われていることを白状した 江 戸市 た。 藩主大久保 中 の富豪に対する強盗行為や通行人に 市中 ②野州出流 へき旨 取 との 締を担 ④これらの 教 其余縷々御申 義 謝辞 Ш こと詳細に解き っている庄内藩藩兵 \mathcal{O} 〔現栃 を述べ 陣 ③ 荻野 事件に関わ 屋 木市 -越之趣、 領 神奈川 山 出 そこでは、 中 流 -藩 萌 0 町 総 た 県厚 カコ 裁 荻 への屯 帯 対 党

日付 〔卯年十二月は大の月、 三〇旦 で返書案文を認めた。

すなわち自らの政権に対して好意的

な態

Ĺ

当然の

礼儀とは言え、

「 我

政 好府に

取り

有

相応の処置をするであろう。

返 以上の十点を以て「事件」を説明、 [小笠原長行]より書翰訳文を早速送る、と約して締めくくっている。 書署名欄は、 今後も必要な忠告を貰いたいと記した上で、 当初 「外国奉行 連名」とだけ記したのを、外国奉行 外国交際に障りが生ずることを憂 在坂幕閣にも外国総

並杉浦以下江連まで五名が、

官位名と共に花押を署す形式へと改めてい

のの、 真偽の余地が残り、 日[三十日]の内に、大急ぎで英訳され[所々に消しや書き換えがある]、 る 清書も済ませ、 官に対する返答として起案された以上、 月二十五日〕のポルトメンの横浜出航に間に合わせるため、十二月晦 外国奉行並起案による西丸幕閣のこの公式見解は、 〔修正案文のため朱で入れてある、 他はほぼ事実に即している。こうした公式見解が急ぎアメリ書記 実際に手渡されたであろうことは、 8の幕府陸軍と諸藩隊の派遣は時間的齟齬があるも まだ花押は署されていない〕。 慶応四年正月一日〔一八六八年 当時の西丸幕閣と各 ⑦の発炮の先後に

れた その後 国総奉行小笠原壱岐守に ただし、十二月晦日に起案された返書案文は、正式な手続きとしては 確認を意味する署名・捺印・花押・合点を記し、 公「一時限」 編纂に不要な中間経過部分に貼り紙が附された) (四時間以内) 「鰭付」 で上げ、 に山口駿河守外国惣奉行並らが眼を通 正式な外交返書として確認さ 正月三日に老中外

国公使・書記官との緊密な関係から考えて、

まず間違いない

ルグにも送ると記していた以上、

なお

ポルトメンは自らの英文書翰を在坂アメリカ公使ファルケンブ

出航直前に手にした英訳返書も、

当然

Ŕ メンのサンフランシスコ到着後には 大坂へ送る手筈をとってから出航したことであろう。 ワシントン・ロンドン・パリへも報知されたことであろう。 「伝信」により、 書翰・英訳返書と また更に、 ポ ル

定したということの関連性について、 兀 鳥羽・伏見での戦争勃発後、 考察を以て史料蒐集研究の義務を果たしたと考えるが、この返答書翰と、 旦 政治史・外交史研究者ではない私としては、まずここまでの史料提供 諸外国が旧幕府と京都新政府との内戦に対し、 慶応四年正月二十一日(一八六八年二月十 諸賢の考察を期待したい。

から、 何なるシステムと現実の遣り取りがあったのかを考察すること。 各国公使・書記官らの日本情勢分析と、「局外中立」決定との間には、 必要であること。 し前か、 Ŕ け取ったであろうこと。②その受け取りは、 坂アメリカ公使ファルケンブルグは、ポルトメンからこの英文返書を受 考察上必要と思われる要件を列挙しておけば、 慶応四年一月十一日(一八六八年二月四日)に起きた神戸事件の 同じく在坂の各国公使等にもこの書翰が伝わったか否かの検討 あるいはちょうどその時期頃であること。③ファルケンボル ④諸外国が「局外中立」を決する上で、 大坂に届く日数を考慮して ①既述したように、 在坂・在横 如 在

に関する は、 すなわち、神戸事件の直前かその時期かに、この薩邸焼き討ち 以上の要素の内、とりわけ④の考察が必要なため、 私の言及すべきことではないが、 「局外中立」宣言決定に及ぼした影響の如何、 「江戸政府」 西 丸幕閣の公式見解が在坂諸国公使らにも伝わ 以下のことだけは言える といったことに対して この返書が諸外国

0)

頼を、 蛮行を働いていた浪士を、薩邸が匿っていたので、 国奉行らの説明が届けば、 に庄内藩兵らを差し向けたが、交渉破綻により戦争になった》という外 とだけでも十分に想像しうることであるが、そこに、《江戸・関東各地で 点で、「大君政府と大名一致の兵の公戦」「大名方の頭取ハ薩摩侯」とい うこと、 府」に対する評価は、 った大誤聞を前提にしながらも、「大君政府」=一橋公政府への期待・信 ていたとすれば、 開港・交易路線を継続する観点から、 である。 それは、 神戸事件によって一挙に悪化した諸外国の 神戸事件のみの場合以上に、 それはなおさらのことであろう。 ポルトメンが、 薩邸焼き討ち事件を知った時 なお維持していたというこ 幕府が浪士捕縛交渉 更に低下したであろ 「京都新政

史料収集》(前々年度より三年継続)を遂行した成果の一部である。ための、膨大な史料群(未刊原文書・貴重写本)の写真・複写、及び原受けた研究課題《『戊辰戦争期江戸出来事・情報総覧(月日表)』作成の

おわりに

考察は、また新たな機会を得て行うこととする。とれい上の提示・し終えているが、既に紙幅を大幅に超過しているので、これ以上の提示・し終えているが、既に紙幅を大幅に超過しているので、これ以上の提示・以上を以て、この間蒐集し得た薩摩藩邸焼き討ち事件に関する原写本以上を以て、この間蒐集し得た薩摩藩邸焼き討ち事件に関する原写本

文書館には大変お世話になった。

前稿と同様、

本稿を成すにあたっても、

東京大学史料編纂所と国立公

なお本稿は、

二〇一四年度跡見学園女子大学特別研究助成費の交付を

関係各位に厚く御礼を申し上げ

註

- 二〇一四年三月〔以下、前稿と略記〕。ち事件》の史料的解明その一―」『跡見学園女子大学文学部紀要』第49号、(1)拙稿「『復古記』不採録の諸記録から探る江戸情勢(二―《薩摩藩邸焼き討
- (2)以上、東京大学史料編纂所所蔵文書4175-1004「酒井忠匡家記
- (3)以上、東京大学史料編纂所所蔵文書4273-12「加藤氏日記」。
- (5)国立公文書館内閣文庫所蔵文書150-0153「坤儀革正録」第55冊。なお「坤文書「黒川秀波筆記」第75冊にある。黒川秀波については前稿註(3)参照。五七二七・五七二九号。なおこれと同じ記事が、国立公文書館内閣文庫所蔵の、石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』第六巻(一九九五年岩波書店)、
- 参照。なお実祭、その後、翌早こ等がる番里は、粦妾の评定所で行われた。(6)大石学編『江戸幕府大事典』(二〇〇九年吉川弘文館)「評定所(施設)」(6)大石学編『江戸幕府大事典』(二〇〇九年吉川弘文館)「評定所(施設)」((6) 参照。
- 引継本-1に-134-1「淀藩加藤某秘書」・維新史料引継本-1に-134-2「淀藩加藤某名) 註(5)「坤儀革正録」、および東京大学史料編纂所所蔵文書、維新史料参照。なお実際、その後、翌年に跨がる審理は、隣接の評定所で行われた。
- (9)前註の「淀藩加藤某秘書」・「淀藩加藤某御用留」・「慶応見聞集」。

御用留」・維新史料引継本-Iと-174-A「慶応見聞集」

- (10) 前稿、一二一頁下段参照。
- て、『幕末御触書集成』第六巻五七三○号がある。て召捕候者并降人共立合吟味被仰付候面々可相達趣」。なお、関連の文書とし(11)国立公文書館内閣文庫多聞櫓文書、多034924「松平修理大夫屋敷内ニおあ
- (12)国立公文書館内閣文庫所蔵文書「黒川秀波筆記」第75冊
- 版)、日本歴史地名大系13『東京都の地名』(二〇〇二年平凡社)「三田綱町」。(13) 江戸切絵図「芝三田二本榎高輪辺絵図」(文久元年酉歳改正、尾張屋清七

- 14)「黒川秀波筆記」 があって二十五日の項が終わり、 そして第四項にこの「覚」があり、第五項に、次の鳥居丹波守に下した 後守内神尾鉄之丞の と続けていることだけでも確実である 十五日付届書 項であり、 第二項には、 (前稿一の口参照)、第三項には、 自体が、基本的に日にち単位の記録である。 伺 『復古記』が採録した、 が、二 次に一つ書を改め、「一 丁卯十二月廿五日」に始まる一つ書の 堀田相模守の二十五日付届 庄内藩家老松平権十郎の二 同十二月廿六日 先の松平 達
- 15 四名、 れていた職人や人足を含め、 また、 な検討が必要である。 楽総三らへの「処分」決定がなされた時期と重なり、史料性格に対する慎重 にもわたる詳細な調査記録があるが、この調査は辰三月のもので、 が記されている〔東京大学史料編纂所所蔵文書4175-1077「丹羽長裕家記」乾〕。 藩が伝奏屋敷に入れた七十五名の内、計二十九名〔薩摩藩士十四名・同家来 も判る貴重なものである〔同所蔵文書4175-898「島津忠義家記」四〕。 先に挙げた四点の原写本史料の他、 「島津忠義家記」には、 佐土原藩士九名・同家来二名〕を二十九日に二本松藩が預かったこと 後日機会を得て全文紹介を行うが、 当日薩邸内にいた藩士らに関する、全四十五 一五〇名程の実名が確定でき、 「丹羽長祐家記」には、 薩邸に召し抱えら 夫々の結果など 庄内藩と松 赤報隊
- 16) 『幕末御触書集成』第六巻、五七三一号。
- 之助勝安房守様江御引渡之段御届」。(18)国立公文書館内閣文庫多聞櫓文書、多015310「松平修理大夫様家来益満休
- 鳩山十右衛門ヨリ益満休之助佐藤作送届状(勝精家所蔵本、写)」。 19) 東京大学史料編纂所所蔵文書、維新史料引継本-IIほ-522-20「三浦備後守家来
- 部弥八郎、肥後七左衛門、益満休之助等は頭分なるを以て、その罪遁るべか20)従来、多くは勁草書房版『勝海舟全集』19「日記」Ⅱ、三月二日の、「南

この日、勝の許に入った薩摩藩士については、人数・氏名ともなお検討の要三人御預被命、受取る」としか記されていない。この「薩人三人」が勁草書三人御預被命、受取る」としか記されていない。この「薩人三人」が勁草書関係資料『海舟日記』(三) の当日欄には、ただ「松濤已下手附被仰付、薩人関係資料『海舟日記』(三) の当日欄には、ただ「松濤已下手附被仰付、薩人とが、死罪に所せらる、早々の旨にて、所々へ御預け置かれしが……」とのらず、死罪に所せらる、早々の旨にて、所々へ御預け置かれしが……」とのらず、死罪に所せらる、早々の旨にて、所々へ御預け置かれしが……」との

22 (2)このポルトメン書翰と、書翰返書としての西丸幕閣の公式見解は、すでに 21) 『品川区史』 通史編上巻 鵜飼弥 利田家文書「慶応三卯年十二月二十五日南品川宿焼失御用留」四点より。 す作業がどれほど急な作業であったかはほとんど見えない。 翰を受け取って和訳し、 ものであることなどは、見えようはずもない)。これらのため、ポルトメン書 書がポルトメン書翰であるが、原文書和訳の巻頭にある「丁卯十二月廿八日 書である史料編纂所所蔵 日本国際協会、 外務省調査部編外務省蔵版『大日本外交文書』第一巻第一冊(一九三六年) 郎の文書を活用したもので、この史料群のような、 る詳しい記述もあるが (同書、五一七~五二○頁)、下蛇窪村名主見習伊藤 全く載っていない(勿論、 て附した紙下の部分の「二時限」等々の文言は勿論なく、更に返書の英訳は を典拠として収録されてはいる〔第七三号文書・第七五文書〕。ただし、原文 【差出ス】」部分がなく、第七五文書の返書案文にいたっては、起案者である 以上、 いきなり 一以下四名の連署もなければ、上欄の駿河守以下七名の確認署名もな 『品川区史』資料編(品川区、 「以書状致啓上候」で始まっており、 以下単に『外交』と略記)に、外務省編纂の 外国奉行並らが返書案文を記し、 「外務省引継書類」と対照すると、『外交』七三号文 仮に載せたとしても、その英文が書き直しの多い (品川区、 一九七三年) 一九七一年) には、 さらに編纂時に不要とし 被害調査届ではない 六五六頁~六六〇頁 そのまた英訳を付 品川宿放火に関す 本稿が、 『続通信全覧』 ポルト

メン書翰を原本によって考察する所以である。

料でなければ、こうした考察は不可能なのである。 料でなければ、こうした考察は不可能なのである。 料でなければ、こうした考察は不可能なのである。 料でなければ、こうした考察は不可能なのであるが、英文は書翰も返 国往復書翰第二十六中の「丁卯十二月廿八日」文書がポルトメン書翰の和訳、 国往復書翰第二十六中の「丁卯十二月廿八日」文書がポルトメン書翰の和訳、 国往復書翰第二十六中の「丁卯十二月廿八日」文書がポルトメン書翰の和訳、

- る「局外中立」を検討する上での、大切な視点が提示されている。
 一○○七年】Ⅱ2「慶喜追討令と列強の中立宣言」には、戊辰内乱時におけ
 一○○七年】Ⅲ2「慶喜追討令と列強の中立宣言」には、戊辰内乱時におけ
 正○○七年】Ⅲ2「慶喜追討令と列強の中立宣言」には、戊辰内乱時におけ
 正○○七年】Ⅲ2「慶喜追討令と列強の中立宣言」には、戊辰内乱時におけ
 正の後も管見の限り見当たらない。ただし、保谷徹『戊辰戦争』[吉川弘文館、
 中国、京大学史料編纂所所蔵、外務省引継書類-_-931「江戸三田薩州邸砲撃ノ
- なかったことが反映したのではないか、とも言われている。 様である。その背景は不明であるが、「江戸っ子」がHiをShiとしか発音でき